

(新)

## 浄化槽工事業登録の手引き

令和5年8月改定  
宮城県土木部事業管理課

浄化槽工事業を営もうとする場合、その区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければなりません。

なお、建設業許可（土木工事業、建築工事業、管工事業の3種類に限る）を有している方は、浄化槽工事業登録に代えて特例浄化槽工事業者の届出が必要になります。

### 目次

第1部 浄化槽工事業登録の概要	
1 浄化槽工事業の登録とは	1頁
2 登録の有効期間	2頁
3 登録のための要件	2頁
4 登録の手続き	3頁
5 登録を受けたあとは	5頁
6 変更届の提出	6頁
7 登録の更新	7頁
8 廃業等の届出	7頁
9 建設業許可を取得した場合	7頁
第2部 特例浄化槽工事業者の届出	
1 特例浄化槽工事業者の届出とは	8頁
2 届出の有効期間	8頁
3 届出の手続き	8頁
4 届出をしたあとは	9頁
5 変更届の提出	10頁
6 廃業の届出	10頁
7 建設業許可を失った場合	10頁
第3部 記載例	11頁

(旧)

## 浄化槽工事業登録の手引き

令和4年3月改定  
宮城県土木部事業管理課

浄化槽工事業を営もうとする場合、その区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければなりません。

なお、建設業許可（土木工事業、建築工事業、管工事業の3種類に限る）を有している方は、浄化槽工事業登録に代えて特例浄化槽工事業者の届出が必要になります。

### 目次

第1部 浄化槽工事業登録の概要	
1 浄化槽工事業の登録とは	1頁
2 登録の有効期間	2頁
3 登録のための要件	2頁
4 登録の手続き	3頁
5 登録を受けたあとは	5頁
6 変更届の提出	6頁
7 登録の更新	7頁
8 廃業等の届出	7頁
9 建設業許可を取得した場合	7頁
第2部 特例浄化槽工事業者の届出	
1 特例浄化槽工事業者の届出とは	8頁
2 届出の有効期間	8頁
3 届出の手続き	8頁
4 届出をしたあとは	9頁
5 変更届の提出	10頁
6 廃業の届出	10頁
7 建設業許可を失った場合	10頁
第3部 記載例	11頁

(新)

2 登録の有効期間

登録の有効期間は5年間です。

引き続き浄化槽工事業を営む場合、5年ごとに登録の更新が必要です。(P.5参照)

3 登録のための要件

浄化槽工事業の登録を受けるためには、下記の要件が必要です。

- ① 営業所ごとに浄化槽設備士を置くこと
- ② 欠格要件に該当しないこと

① 浄化槽設備士の設置

浄化槽工事業を営む場合、営業所ごとに浄化槽設備士を置く必要があります(法第29条第1項)。この浄化槽設備士は、営業所に勤務してその職務に従事することが義務付けられていますが、場合によっては工事現場で実地作業にあたることも認められています。また、テレワーク(WEB会議システム、メール等のデジタル技術などの活用により、営業所で従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、所定の時間内において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事することをいう。)により営業所における職務に従事することや、同一の浄化槽設備工事業士が他の営業所(他の浄化槽工事業者の営業所は含まない。)との兼務を行うこともできます。(ただし、浄化槽設備士の住所又はテレワークを行う場所が営業所の所在地から著しく遠距離であり、社会通念上通勤が不可能と判断される場合は、営業所に設置していないものとして取り扱います。)

② 欠格要件に該当しないこと

登録申請書又はその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があるとき、若しくは重要な事実の記載が欠けているとき、又は下表のいずれかに該当するときは、浄化槽工事業の登録を受けることはできません(法第24条第1項)。

1. 浄化槽法又は同法に基づく処分違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
2. 浄化槽工事業の登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
3. 浄化槽工事業の登録を取り消された法人において、その処分のあった日前30日以内にその法人の役員であり、かつその処分のあった日から2年を経過しない者
4. 事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
5. 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
6. 浄化槽工事業に係る営業に関し、成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が上記1～5又は下記7のいずれかに該当するもの
7. 法人でその役員のうち上記1～6のいずれかに該当する者があるもの
8. 浄化槽設備士を営業所ごとに置いていない者
9. 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する者

(旧)

2 登録の有効期間

登録の有効期間は5年間です。

引き続き浄化槽工事業を営む場合、5年ごとに登録の更新が必要です。(P.5参照)

3 登録のための要件

浄化槽工事業の登録を受けるためには、下記の要件が必要です。

- ① 営業所ごとに浄化槽設備士を置くこと
- ② 欠格要件に該当しないこと

① 浄化槽設備士の設置

浄化槽工事業を営む場合、営業所ごとに浄化槽設備士を置く必要があります(法第29条第1項)。この浄化槽設備士は、営業所に勤務してその職務に従事することが義務付けられていますが、場合によっては工事現場で実地作業にあたることも認められています。ただし、複数の営業所の浄化槽設備士を兼ねることはできません。

② 欠格要件に該当しないこと

登録申請書又はその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があるとき、若しくは重要な事実の記載が欠けているとき、又は下表のいずれかに該当するときは、浄化槽工事業の登録を受けることはできません(法第24条第1項)。

1. 浄化槽法又は同法に基づく処分違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
2. 浄化槽工事業の登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
3. 浄化槽工事業の登録を取り消された法人において、その処分のあった日前30日以内にその法人の役員であり、かつその処分のあった日から2年を経過しない者
4. 事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
5. 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
6. 浄化槽工事業に係る営業に関し、成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が上記1～5又は下記7のいずれかに該当するもの
7. 法人でその役員のうち上記1～6のいずれかに該当する者があるもの
8. 浄化槽設備士を営業所ごとに置いていない者
9. 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する者

(新)

## (2) 提出書類 (新規・更新)

浄化槽工事業の登録を受けるには、下記に示す申請書類を、浄化槽工事業を営もうとする都道府県知事に提出する必要があります。

**提出部数** : 2部 (正本及び控え (写し) (受付印を押印後返戻します))

## 【提出書類一覧 (新規・変更)】

提出書類	様式	備考
1 登録申請書	様式第1号	・「申請者」欄及び「商号、名称又は氏名」欄について、個人の場合は氏名を、法人の場合は法人名を書くこと ・個人の場合で屋号がある場合は「営業所の名称及び所在地」欄に書くこと
2 誓約書	様式第2号	
3 浄化槽設備士 ・浄化槽設備士免状の写し ・浄化槽設備士証の写し ※ 原本も提示願います。	いずれか	営業所ごとに置かれる浄化槽設備士 (少なくとも1名、複数営業所兼務可) が、浄化槽設備士免状の交付を受けた者であることを証する書面
4 登録申請者の調書	様式第3号	・個人の場合は本人について作成 ・法人の場合は役員全員について作成 ・申請者が未成年者の場合は法定代理人 (法人の場合はその役員) について作成
5 浄化槽設備士の調書	様式第4号	浄化槽設備士について、他県の営業所のものも含め作成
6 浄化槽設備士の住民票抄本	—	
7 登記事項証明書	—	法人の場合のみ提出
8 登録申請者の住民票抄本	—	個人の場合のみ提出
9 委任状	—	・行政書士等の方が代理申請する場合のみ提出 ・委任状 (原本) の返還を希望する場合は、委任状 (写し) を提出の上、委任状 (原本) を提示願います。

- ・住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報の利用を希望する場合には、住民票抄本の添付は不要です。
- ・各申請書類の記載方法は、「第3部 記載例」を参照してください。
- ・当該申請書類の他に確認書類を提出していただく場合があります。

(旧)

## (2) 提出書類 (新規・更新)

浄化槽工事業の登録を受けるには、下記に示す申請書類を、浄化槽工事業を営もうとする都道府県知事に提出する必要があります。

**提出部数** : 2部 (正本及び控え (写し) (受付印を押印後返戻します))

## 【提出書類一覧 (新規・変更)】

提出書類	様式	備考
1 登録申請書	様式第1号	・「申請者」欄及び「商号、名称又は氏名」欄について、個人の場合は氏名を、法人の場合は法人名を書くこと ・個人の場合で屋号がある場合は「営業所の名称及び所在地」欄に書くこと
2 誓約書	様式第2号	
3 浄化槽設備士 ・浄化槽設備士免状の写し ・浄化槽設備士証の写し ※ 原本も提示願います。	いずれか	営業所ごとに置かれる浄化槽設備士 (各営業所1名) が、浄化槽設備士免状の交付を受けた者であることを証する書面 ※ 原本も提示願います。
4 登録申請者の調書	様式第3号	・個人の場合は本人について作成 ・法人の場合は役員全員について作成 ・申請者が未成年者の場合は法定代理人 (法人の場合はその役員) について作成
5 浄化槽設備士の調書	様式第4号	浄化槽設備士について、他県の営業所のものも含め作成
6 浄化槽設備士の住民票抄本	—	
7 登記事項証明書	—	法人の場合のみ提出
8 登録申請者の住民票抄本	—	個人の場合のみ提出
9 委任状	—	・行政書士等の方が代理申請する場合のみ提出 ・委任状 (原本) の返還を希望する場合は、委任状 (写し) を提出の上、委任状 (原本) を提示願います。

- ・住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報の利用を希望する場合には、住民票抄本の添付は不要です。
- ・各申請書類の記載方法は、「第3部 記載例」を参照してください。
- ・当該申請書類の他に確認書類を提出していただく場合があります。

(新)

(旧)

## 第2部 特例浄化槽工事業者の届出

### 1 特例浄化槽工事業者の届出とは

建設業許可（土木工事業、建築工事業、管工事業の3種類に限る）を受けている建設業者が浄化槽工事業を開始したときは、浄化槽工事業の登録に代えて、特例浄化槽工事業者の届出が必要となります（法第33条第3項）。（申請手数料は不要です。）

この届出は、登録の場合と同様、営業所の有無にかかわらず、実際に浄化槽工事を行う区域を管轄するすべての都道府県に届け出る必要があります。

### 2 届出の有効期間

届出の有効期間は、建設業許可（土木工事業、建築工事業、管工事業の3種類に限る）を得ている期間です。よって、建設業許可を有している限り、一度届出を行えば、改めて届出（変更の届出を除く）をする必要はありません。ただし、建設業の許可は5年で更新され、許可番号及び許可年月日に変更になりますので、この場合には変更届を提出する必要があります。

### 3 届出の手続き

特例浄化槽工事業者の届出に際しては、下記に示す届出書類を、浄化槽工事業を営もうとする都道府県知事に提出する必要があります。

・提出部数：2部（正本及び控え（写し）（受付印を押印後返戻します））

【提出書類一覧】

	提出書類	様式	備考
1	特例浄化槽工事業者届出書	様式第11号	・「届出者」欄及び「商号、名称又は氏名」欄について、個人の場合は氏名を、法人の場合は法人名を書くこと ・個人の場合で屋号がある場合は「営業所の名称及び所在地」欄に書くこと
2	・建設業許可通知書の写し ・建設業許可証明書	いずれか	
3	浄化槽設備士 ・浄化槽設備士免状の写し ・浄化槽設備士証の写し ※ 原本も提示願います。	いずれか	営業所ごとに置かれる浄化槽設備士（少なくとも1名、複数営業所勤務可）が、浄化槽設備士免状の交付を受けた者であることを証する書面（浄化槽設備士の配置に関してはP2参照）
4	浄化槽設備士の調査	様式第4号	浄化槽設備士について、他県の営業所のものも含め作成
5	浄化槽設備士の住民票抄本	—	
6	委任状	—	・行政書士等の方が代理申請する場合のみ提出 ・委任状（原本）の返還を希望する場合は、委任状（写し）を提出の上、委任状（原本）を提示願います。

## 第2部 特例浄化槽工事業者の届出

### 1 特例浄化槽工事業者の届出とは

建設業許可（土木工事業、建築工事業、管工事業の3種類に限る）を受けている建設業者が浄化槽工事業を開始したときは、浄化槽工事業の登録に代えて、特例浄化槽工事業者の届出が必要となります（法第33条第3項）。（申請手数料は不要です。）

この届出は、登録の場合と同様、営業所の有無にかかわらず、実際に浄化槽工事を行う区域を管轄するすべての都道府県に届け出る必要があります。

### 2 届出の有効期間

届出の有効期間は、建設業許可（土木工事業、建築工事業、管工事業の3種類に限る）を得ている期間です。よって、建設業許可を有している限り、一度届出を行えば、改めて届出（変更の届出を除く）をする必要はありません。ただし、建設業の許可は5年で更新され、許可番号及び許可年月日に変更になりますので、この場合には変更届を提出する必要があります。

### 3 届出の手続き

特例浄化槽工事業者の届出に際しては、下記に示す届出書類を、浄化槽工事業を営もうとする都道府県知事に提出する必要があります。

・提出部数：2部（正本及び控え（写し）（受付印を押印後返戻します））

【提出書類一覧】

	提出書類	様式	備考
1	特例浄化槽工事業者届出書	様式第11号	・「届出者」欄及び「商号、名称又は氏名」欄について、個人の場合は氏名を、法人の場合は法人名を書くこと ・個人の場合で屋号がある場合は「営業所の名称及び所在地」欄に書くこと
2	・建設業許可通知書の写し ・建設業許可証明書	いずれか	
3	浄化槽設備士 ・浄化槽設備士免状の写し ・浄化槽設備士証の写し ※ 原本も提示願います。	いずれか	営業所ごとに置かれる浄化槽設備士（各営業所1名）が、浄化槽設備士免状の交付を受けた者であることを証する書面
4	浄化槽設備士の調査	様式第4号	浄化槽設備士について、他県の営業所のものも含め作成
5	浄化槽設備士の住民票抄本	—	
6	委任状	—	・行政書士等の方が代理申請する場合のみ提出 ・委任状（原本）の返還を希望する場合は、委任状（写し）を提出の上、委任状（原本）を提示願います。